

## 音楽教室における演奏の著作権侵害(JASRAC vs 音楽教室) ～知財高裁令和3年3月18日判決～

1. 事案の概要
2. 前提知識
3. 争点
4. 音楽教室における「演奏」が「公衆」に対するものであるか。

弁護士・弁理士 正木 湧士

### 1. 事案の概要

本件は、著作権管理事業者である被告が、被告の管理する著作物の演奏等について、音楽教室、歌唱教室等からの使用料徴収を平成30年1月1日から開始することとし、平成29年6月7日、文化庁長官に対し、使用料規程「音楽教室における演奏等」の届出を行ったところ、音楽教室事業者（原告ら）が、原告らの音楽教室における楽曲の使用（教師及び生徒の演奏並びに録音物の再生）は、「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏（著作権法22条）に当たらないことなどから、被告は、原告らの音楽教室における被告の管理する楽曲の使用にかかわる請求権（著作権侵害に基づく損害賠償請求権又は不当利得返還請求権）を有しないと主張して、被告に対し、同請求権の不存在確認を求めた事案です。

原告らは、主位的請求において、録音物の使用の有無、マイナスイオン音源<sup>1</sup>の録音物の使用の有無、楽曲を一曲通して演奏することの有無、生徒の居宅で行われる個人レッスンか否か等の要素によって分類し、それぞれについて被告の請求権の不存在を主張し、

予備的請求においては、これらに加え、演奏者と演奏対象（小節数）によってさらに細かく分類された主張を行いました。

これに対し、第一審は、音楽教室事業者における演奏は、「公衆に直接…聞かせることを目的」とした演奏であると判断し、その他の原告らの主張（演奏権の消尽、権利濫用等）も排斥した上で、原告らの上記請求を全て棄却しました（以下「原判決」といいます。）。

これに対し、原告らが控訴を提起していたところ、令和3年3月18日に知財高裁において判決がされました（以下「高裁判決」といいます。）。結論としては、第一審の判断の一部が覆され、原告の請求が一部認容されることとなりました。

以下では、原判決と高裁判決の判断の違い及びその理由を中心に紹介します。

### 2. 前提知識

著作権法22条には、上演権及び演奏権について以下のとおり定められています。

<sup>1</sup> 楽曲の全体の音から1つのパートの音だけを抜いた音源のこと。

著作権法 22 条(上演権及び演奏権)

著作権者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として(以下「公に」という。)上演し、又は演奏する権利を専有する。

本件における著作物は音楽であるため、演奏権の侵害が問題となります。演奏権とは、著作物を、「公衆に直接見せまたは聞かせることを目的として」「演奏」する権利です(著作権法 22 条)。

したがって、本件では、被告が著作権を有する著作物を、原告らの音楽教室事業が、「公衆に直接見せまたは聞かせることを目的として」「演奏」するものといえるか否かが問題となります。

3. 争点

本訴訟においては、以下の点が争点となりましたが、本稿ではこのうち、原判決と高裁判決の判断が分かれた争点 2 に絞って論じることとします。

争点 1.	確認の利益
争点 2.	音楽教室における「演奏」が「公衆」に対するものであるか。
争点 3.	音楽教室における演奏が「聞かせることを目的」とするものであるか。
争点 4.	音楽教室における2小節以内の演奏について演奏権が及ぶか。
争点 5.	演奏権の消尽の成否
争点 6.	録音物の再生に係る実質的違法性阻却事由の有無
争点 7.	権利濫用の成否

4. 音楽教室における「演奏」が「公衆」に対するものであるか。

原判決及び高裁判決は、前提として、「公衆」が「特定かつ少数の者」以外の者(不特定又は多数の者)を意味すること、著作権法 22 条の立法経緯からしても音楽教室における演奏が著作権法 22 条の適用範囲外にはならないことを確認しました。その上で、高裁判決は、「**演奏**」の**主体**について原判決と異なる判断を示しました。

1. 問題

音楽教室においては、教師による演奏と生徒による演奏が両方行われます。演奏の主体が誰であるかという問題は、著作権侵害が問題となる場合の被疑侵害者が誰となるのかという問題であるとともに、これを前提に演奏を聞く者が「公衆」に該当するかを判断することとなることから、本訴訟では、教師による演奏及び生徒による演奏のそれぞれについて、演奏の主体が誰であるかが問題となりました。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

## 2. 判断基準

原判決は、演奏行為の主体について、クラブキャッツアイ事件最高裁判決（最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁）、ロクラクⅡ事件最高裁判決（最判平成23年1月20日民集65巻1号399頁）、ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見を引用し、「原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否か<sup>2</sup>によって判断するのが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。」と判断基準を示しました。この判断基準は、管理支配性と、著作物の利用による営業上の利益という2つの要素に着目していることから、カラオケ法理<sup>3</sup>を採用したものとされます。

これに対し、高裁判決は、ロクラクⅡ事件のみを引用し、「音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断するのが相当である（最高裁判平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照）。」（下線は筆者が引いたものです。）との判断基準を示しました。

## 3. あてはめ

原判決は、上記の判断基準に従い、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供、著作物の利用による利益の帰属といった要素について検討を行った上、教師による演奏と生徒による演奏のいずれについても、演奏主体は音楽教室事業者であると判断しました。そして、これを前提に、教師による演奏と生徒による演奏のいずれについても、生徒を演奏を聞く者として捉え、生徒の「公衆」（「特定かつ少数の者」以外の者）該当性を肯定した上、音楽教室事業者による著作権侵害を認めました。

これに対し、高裁判決は、教師が音楽教室において行う演奏について、「控訴人らは、教師に対し、本件受講契約の本旨に従った演奏行為を、雇用契約又は準委任契約に基づく法的義務の履行として求め、必要な指示や監督をしながらその管理支配下において演奏させているといえるのであるから、教師がした演奏の主体は、規範的観点に立てば控訴人らである。」として、原判決同様に音楽教室事業者を演奏の主体と認定しました。他方で、生徒による演奏行為については、「生徒は、専ら自らの演奏技術等の向上のために任意かつ自主的に演奏を行っており、控訴人らは、その演奏の対象、方法について一定の準備行為や環境整備をしているとはいえ、教授を受けるための演奏行為の本質からみて、生徒がした演奏を控訴人らがした演奏とみることが困難といわざるを得ず、生徒がした演奏の主体は、生徒であるというべきである。」と述べ、生徒による演奏の主体を音楽教室事業者とした原判決と異なる結論を示しました。

そして、高裁判決は、音楽教室における生徒による演奏の主体が生徒である以上、（訴訟の当事者でない）生徒の演奏によって音楽教室事業者に著作権侵害は認められ

<sup>2</sup> 下線は筆者が引いたもの。以下判決文の引用について同様。

<sup>3</sup> 著作物の利用行為の主体について、物理的な利用行為の主体とは言い難い者を、管理（支配）性及び営業上の利益という二つの要素に着目して規範的に利用行為の主体と評価する考え方。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただけますようお願い申し上げます。

ないとされました。これにより、原告らの予備的請求のうち、生徒の演奏を問題とする請求（被告の請求権の不存在確認）が認められることとなりました。

なお、高裁判決は、上記判断のみでは、演奏主体である生徒に著作権侵害が成立する余地が残されることになることを考慮し、「生徒の演奏は、本件受講契約に基づき特定の音楽教室事業者の教師に聞かせる目的で自ら受講料を支払って行われるものであるから、『公衆に直接（中略）聞かせることを目的』とするものとはいえず、生徒に演奏権侵害が成立する余地もないと解される。」と補足を行い、音楽教室における生徒による演奏によっては、著作権侵害は成立しないことを付言しています。この点、原判決は、演奏の主体との関係で規範的な判断をしたとはいえ、“教師による演奏を生徒が聞き、生徒による演奏を生徒が聞く”という不自然かつ統一感のない判断であったのに対し、高裁判決は、“教師による演奏を生徒が聞き、生徒による演奏を教師が聞く”という自然かつ統一感のある判断がされたものといえます。

【原判決と高裁判決の対比表】

論点	原判決	高裁判決
音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断基準	原告らの音楽教室における音楽著作物の利用主体の判断に当たっては、利用される著作物の選定方法、著作物の利用方法・態様、著作物の利用への関与の内容・程度、著作物の利用に必要な施設・設備の提供等の諸要素を考慮し、 <u>当該演奏の実現にとって枢要な行為がその管理・支配下において行われているか否かによって判断する</u> のが相当である（クラブキャッツアイ事件最高裁判決、ロクラクⅡ事件最高裁判決参照）。また、著作物の利用による利益の帰属については、上記利用主体の判断において必ずしも必須の考慮要素ではないものの、本件における著作物の利用主体性の判断においてこの点を考慮に入れることは妨げられないと解すべきである（ロクラクⅡ事件最高裁判決の補足意見参照）。	音楽教室における演奏の主体の判断に当たっては、演奏の対象、方法、演奏への関与の内容、程度等の諸要素を考慮し、 <u>誰が当該音楽著作物の演奏をしているかを判断する</u> のが相当である（最高裁判平成21年（受）第788号同23年1月20日第一小法廷判決・民集65巻1号399頁〔ロクラクⅡ事件最高裁判決〕参照）
教師による演奏行為の主体	音楽教室事業者	音楽教室事業者

教師による演奏 を聞く者	生徒(公衆性あり)	生徒(公衆性あり)
生徒による演奏 行為の主体	音楽教室事業者	生徒
生徒による演奏 を聞く者	生徒(公衆性あり)	教師(公衆性なし)
判決	判決	一部認容(生徒による演奏)

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。  
(E-mail: <https://uryuitoga.com/form>)

以上